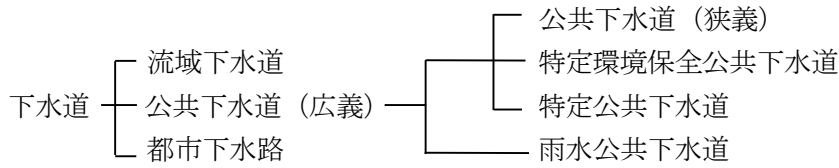


#### 4. 下水道

下水道は、都市の健全な発達、健康で快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全に資する施設として計画されます。

##### (1) 下水道の種類



##### ① 流域下水道

2以上の市町村の公共下水道から排除される下水(汚水・雨水)を受けて、これを排除し処理するために原則として都道府県が管理する下水道であり、幹線管渠及び終末処理場等又は、雨水流量調節施設を有するもの。

##### ② 公共下水道 (広義)

###### ● 公共下水道 (狭義)

主として市街地における下水(雨水と汚水)を排除し、又は処理するために、原則として市町が管理する下水道で、終末処理場を有するもの(単独公共下水道)又は流域下水道に接続するもの(流域関連公共下水道)であり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

###### ● 特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域(市街化区域が設定されていない都市計画区域にあっては、既成市街地及びその周辺の地域)以外の区域において設置されるもの。

###### ● 特定公共下水道

公共下水道のうち、特定の事業者の事業活動に主として利用され、当該下水道の計画汚水量のうち、事業者の事業活動に起因し、又は付随する計画汚水量が概ね2/3以上を占めるもの。

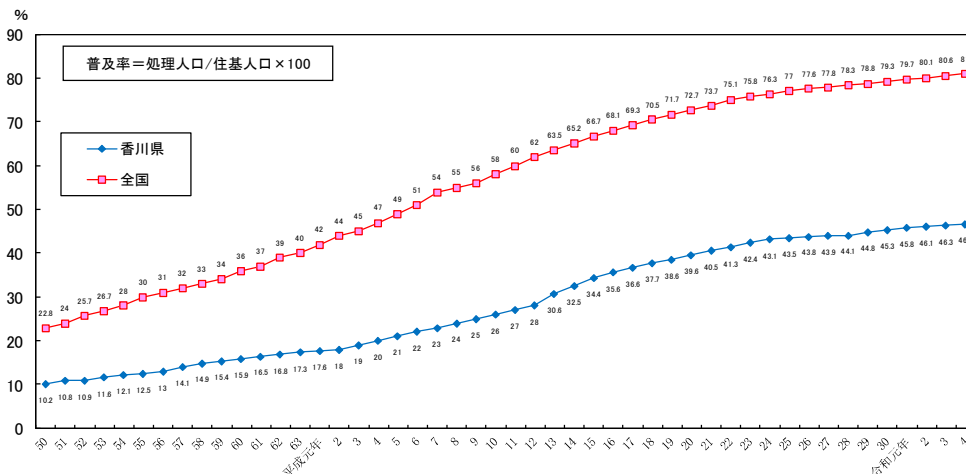
###### ● 雨水公共下水道

主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの。

##### ③ 都市下水路

主として市街地にあって雨水排除を目的として市町村が管理するもの。

##### (2) 普及率の推移 (全国と香川県)



(3) 下水道の現況

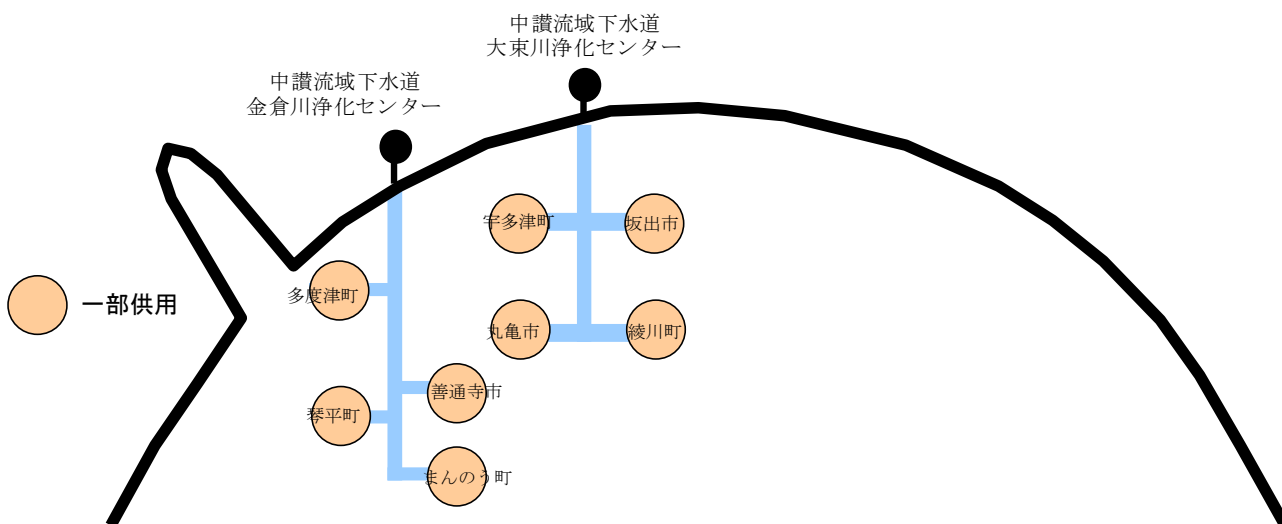
① 流域下水道

流域下水道事業は、流域別下水道整備総合計画に基づき、県が事業主体となって行うものであり、中讃流域下水道（大東川処理区、金倉川処理区）の1流域2処理区において事業を実施しています。令和6年1月現在における流域下水道の計画及び現況は、次のとおりです。

流域下水道の計画概要

流域下水道名	中 讃 流 域 下 水 道	
処 理 区 名	大 東 川	金 倉 川
関 係 市 町	2市2町	1市3町
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">丸亀市</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">坂出市</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">宇多津町</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">綾川町</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">善通寺市</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">多度津町</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">琴平町</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">まんのう町</div> </div>
計画処理人口	64,710 人	33,270 人
計画処理面積	2,812.7 ha	2,253.4 ha
計画処理能力	37,980 m <sup>3</sup> /日	28,400 m <sup>3</sup> /日
現 有 能 力	24,000 m <sup>3</sup> /日	20,000 m <sup>3</sup> /日
幹 線 延 長	28.6 km (整備済)	19.6 km (整備済)
供 用 開 始	S60.4	H 2.12

香川県の流域下水道



## 1) 中讃流域下水道

- 大東川処理区  
 計画決定 当初 昭和52年11月19日  
 県告 第816号

最終決定年月日	令和5年11月21日
最終告示番号	香川県 告示291号
排水区域	
接続する下水道	備考
坂出都市計画坂出市流域関連公共下水道	大東川処理区
中讃広域都市計画宇多津町流域関連公共下水道	大東川処理区
中讃広域都市計画丸亀市飯山町流域関連公共下水道	大東川処理区
中讃広域都市計画丸亀市綾歌町流域関連特定環境保全公共下水道	大東川処理区
綾川町流域関連特定環境保全公共下水道	大東川処理区

管渠延長	11,130m
大東川幹線	◎1,800~◎800 11,130m
放流渠	◎1,500 2,960m
処理施設(大東川浄化センター)	
敷地面積	94,000 m <sup>2</sup>

昭和60年 坂出市と宇多津町の一部供用開始  
 平成 8年 旧飯山町の一部供用開始  
 平成10年 旧綾歌町の一部供用開始  
 平成11年 旧綾南町の一部供用開始  
 平成12年 旧綾上町の一部供用開始

- 金倉川処理区  
 計画決定 当初 昭和58年10月4日  
 県告 第774号

最終決定年月日	平成25年2月1日
最終告示番号	香川県 告示46号
排水区域	
接続する下水道	備考
中讃広域都市計画善通寺市流域関連公共下水道	金倉川処理区
中讃広域都市計画多度津町流域関連公共下水道	金倉川処理区
中讃広域都市計画琴平町流域関連公共下水道	金倉川処理区
中讃広域都市計画まんのう町流域関連公共下水道	金倉川処理区

管渠延長	6,780m
金倉川1号幹線	◎1,000~◎1,350 6,780m
放流渠	◎1,350 880m
処理施設(金倉川浄化センター)	
敷地面積	111,220 m <sup>2</sup>

平成 2年 善通寺市の一部供用開始  
 平成 3年 多度津町の一部供用開始  
 平成 5年 琴平町の一部供用開始  
 平成 5年 旧満濃町の一部供用開始  
 平成 7年 旧仲南町の一部供用開始



大東川浄化センター



金倉川浄化センター

②公共下水道

(令和6年3月31日現在)

都市計画 区域名	都市名	名称	当初決定年月 告示番号	排水面積 (ha)		管 渠		放流渠 延長 (m)	ポンプ施設		処理施設		貯留施設		排除方式	備 考		
			計画決定年月 告示番号	汚 水	雨 水	管径又は断面 (mm)	延長 (m)		箇所数	敷地面積 (㎡)	名 称	敷地面積 (㎡)	名 称	敷地面積 (㎡)				
高松広域	高松市	高松市公共下水道	S35.3.28 建告752号	3,241	3,241	φ1,650~φ2,400	4,460	φ2,200	φ5 φ11 φ3	1,370 22,940 18,660	東部下水処理場	143,700			合流一部分 流			
			H28.4.1 市告296号															
			S46.9.22 町告32号	540	540	(放流渠)φ700		φ820	φ1 φ6 φ1	630 3,680 2,400	牟礼浄化苑	33,500			分流			
	H28.4.1 市告296号																	
三木町	三木町公共下水道	三木町公共下水道	H5.2.26 市告93号	2,380	2,380	φ1,000~φ2,200	6,650	φ1,400	φ3 φ6 φ2	1,310 12,800 6,350	香東川浄化センター	175,700			分流 一部合流	H28.4.1よ り高松市		
			H28.4.1 市告296号															
中讃広域	丸亀市	丸亀市公共下水道	H17.9.28 町告100号	383	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			H29.6.14 町告138号															
			S33.3.12 建告310号	1,730	1,769	φ900~1,350	2,130	φ1,120	φ3 φ1 φ3	3,200 5,200 13,300	丸亀市浄化センター	33,000 39,000			分流 一部合流			
	H28.1.19 市告1038号																	
	善通寺市	善通寺市公共下水道	善通寺市公共下水道	H6.3.3 ※ 町告13号	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	流域関連 特環
				H5.2.26 ※ 町告16号	255	255	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	宇多津町	宇多津町公共下水道	宇多津町公共下水道	S60.12.7 ※ 市告44号	456	456	φ100~φ800 φ1,200~φ3,000	10,070	φ50	-	-	-	(金倉川浄化センター)			分流	流域関連	
				S53.9.30 町告121号	476	476	φ75~φ800 φ700×900~ φ600 φ3,800×1,200 φ3000	9,370	φ50	φ-	φ2	4900	-	-	-	-	-	-
H2.8.14 ※ 町告71号																		
H3.3.4 町告36号				459	459	φ400~φ450	4,020	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H1.12.7 ※2 町告96号																		
琴平町	琴平町公共下水道	琴平町公共下水道	S61.11.26 町告30号	111	171	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	流域関連	
多度津町	多度津町公共下水道	多度津町公共下水道	H30.10.25 町告64号	620	620	φ200~φ800 φ1,900~φ2,100	2,480	φ1 φ3	410 2,540	-	-	-	-	-	-	-		
			S59.12.11 町告50号															
			H7.8.1 ※ 町告81号															

都市計画 区域名	都市名	名称	当初決定年月日 告示番号	排水面積 (ha)		管 渠		放流渠 延長 (m)	ポンプ施設		処理施設		貯留施設		排除方式	備 考
			計画決定年月日 告示番号	汚 水	雨 水	管径又は断面 (mm)	延長 (m)		箇所数	敷地面積 (㎡)	名 称	敷地面積 (㎡)	名 称	敷地面積 (㎡)		
坂 出	坂 出 市	坂 出 市 流 域 関 連 公 共 下 水 道	S33.3.12 建告 312号 R3.1.7 市告 5号	684	1,320	-	-		⑦ ⑧ ⑨ 1 6	260 25,070	(大東川浄化センター)				分流	流域関連
観 音 寺	観 音 寺 市	観 音 寺 市 公 共 下 水 道	S36.7.24 建告 1537号 R4.10.24 市告 224号	522	894	-	-	138	⑦ ⑧ ⑨ 2 1	- 6,200 5,500	観音寺処理場	36,400			分流 一部合流	
東かがわ	東かがわ市	東 か が わ 市 公 共 下 水 道	S36.7.24 建告 1535号 H29.9.22 市告 96号	166	211	-	-		⑦ ⑧ 2	- 11,180	三本松浄化センター	14,365			分流	
さぬき	さぬき市	さ ん ぬ き 市 公 共 下 水 道	S33.3.12 建告 312号 H24.4.1 市告 64号	1,251	1,251	-	-	⑦ 520	⑦ ⑧ 2 9	1,570 14,680	鴨部川浄化センター 津田中央浄化センター 津田東部浄化センター 津田西部浄化センター	30,000 2,000 1,700 2,900			分流 一部合流	
土 庄	土 庄 町	土 庄 都 市 計 画 下 水 道	S39.2.20 建告 236号 R3.2.10 町告 15号	-	185	-	-		⑦ ⑧ 6	- 3,720					分流	
内 海	小豆島町	内 海 都 市 計 画 下 水 道	R3.8.27 町告 64号	-	151	-	-		⑦ ⑧ 4	- 3,450					分流	

※ 平成16年5月17日名称変更 ※2 平成25年2月1日名称変更



香東川浄化センター



観音寺処理場

③都市下水路

(令和6年3月31日現在)

都計 区域	市画 区域名	都市名	名称	当初決定年月日 告示番号	排水 面積 (ha)	管 渠		放 流 延 長 (m)	ポンプ施設		その他施設		備 考
						管径又は断面 (m)	延 長 (m)		名 称	敷地面積 (㎡)	名 称	敷地面積 (㎡)	
高松広域	高松市	御坊川		S33.10.28 建告1902号 S39.10.10 ※ 建告2899号	460	3.6~4.6	2,359						
坂出	坂出市	川津		S56.12.9 市告44号 S59.9.29 ※ 市告72号	112	0.9~4.5	4,620		川津ポンプ場	2,200			
東かがわ	東かがわ市	低 区		S38.1.28 建告110号 S38.10.4 ※ 建告2585号	9.5	0.7~0.8	282.4		中ノ丁ポンプ場	990	中ノ丁沈砂池	93	
		高 区		S38.1.28 建告110号 S38.10.4 ※ 建告2585号	20.7	0.7~1.2	1,168						
		白 鳥		S39.10.10 建告2894号 S52.9.5 ※ 町告30号	114.44	1.0~2.15	3,905		松東ポンプ場 松西ポンプ場 湊ポンプ場	470 1,071 179			
		落 合		S53.2.23 ※ 町告53-8号	67	1.2~2.2	2,520	20	落合雨水ポンプ場	2610			
土 庄	土 庄 町	湍 崎		S52.11.25 町告11号 R3.2.10 町告15号	10	—	—		大谷ポンプ場	700			
三 豊	三 豊 市	松 崎		S43.9.17 建告2704号 H13.3.2 町告29号	51.4	—	—		松崎ポンプ場	1,000			

※平成16年5月17日名称変更



坂出市 川津都市下水路 川津ポンプ場



土庄町 湊崎都市下水路 大谷ポンプ場